

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

関東（埼玉）厚生年金 事案 8987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 26 万 8,000 円、申立期間②は 34 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

A社において、申立期間①及び②に支払われた賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1). 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間②に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 34 万 1,600 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人は、申立人から提出された「配当金の振込先届出書」に記載された金融機関に配当金を振り込んだと回答しているところ、当該届出書により、申立人が記載した配当金の振込先が確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 8988（関東（長野）厚生年金事案 8530 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA共済組合の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から同年10月1日まで
B社に在籍していた期間の厚生年金保険の記録が無いため、第三者委員会に申し立てた結果、記録の訂正が行われた。しかし、今回、申立期間の給与支給明細書が出てきたので確認したところ、一部期間の金額と相違があるので、改めて厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人から提出されたB社に係る任意継続組合員資格取得申出書及び健康保険の受診券並びにC企業年金基金の回答から判断すると、申立人は申立期間においてA共済組合の組合員であったことが認められることから、A共済組合の資格取得日に係る記録を昭和50年10月1日、資格喪失日に係る記録を61年12月27日、標準報酬月額については、50年10月から61年3月までは17万6,376円、同年4月から同年9月までは17万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが必要であるとして、平成26年7月2日付けで、既に当委員会の決定に基づき年金記録を訂正する旨の通知が行われている。

今回、申立人は、昭和60年6月及び61年4月から同年9月までの期間の給与支給明細書を提出し、申立期間を同年4月1日から同年10月1日までの期間に変更し、再度の申立てを行っているところ、当該給与支給明細書により、共済組合掛金の控除が認められる。

また、給与支給明細書により、昭和 60 年 6 月は標準報酬月額 22 万円に見合う報酬月額が支給され、61 年 4 月から同年 9 月までは標準報酬月額 22 万円に相当する共済組合掛金が控除されていることが確認できるところ、C 企業年金基金は、当該給与支給明細書の共済組合掛金について、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 8 条に基づき計算すると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、22 万円であると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 8 条、給与支給明細書及び当該給与支給明細書に関する C 企業年金基金の回答から、22 万円に訂正することが必要である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月20日から同年3月20日まで

A社には、昭和36年3月から40年12月まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間及びその前後の期間においても継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答、事業主から提出された申立人に係る年金台帳の記載内容及び複数の同僚の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年2月20日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、A社C支店に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和40年3月20日から同年2月20日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の同支店に係る事業所別被保険者名簿における同年3月の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提

出された申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和40年3月20日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

国（厚生労働省）の記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日に関連会社であるB社（現在は、C社）に異動しただけであり、申立期間についても継続してA社に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚が、昭和53年10月2日に異動した旨供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は既に亡くなっている上、C社も不明とし

ており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は2万9,000円、申立期間③は7万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、7万1,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は3万5,000円、申立期間③は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、3万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社とB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。継続して勤務していた上、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立期間当時にA社とB社の代表取締役を兼任していた元代表取締役及び複数の元同僚の回答により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から事業主により控除されたことが分かる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

また、申立人と同様に、A社で昭和62年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社で同年8月1日に被保険者資格を取得している者が14人いることがオンライン記録で確認できるが、当該元同僚の一人から提出された同年7月から同年10月までの給料明細によると、同年8月分の給料明細においては厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立期間当時の厚生年金保険料控除方法について、上記の元代表取締役は翌月控除だったと回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていないと考えられる。

なお、上記の元同僚について、申立人は、自身と同じ仕事に従事し、同じ給与形態だったと思うので、申立期間に係る厚生年金保険料控除状況についても同じだと思うと陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 61 年 6 月 25 日まで
申立期間は、A社又はB社において厚生年金保険の被保険者となっているが、同時に、C事業所においても厚生年金保険に加入し、標準報酬月額の上限に係る保険料を納付していたので、当該記録が抜け落ちていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、「C事業所 D（氏名）」は、昭和 46 年 6 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険法第9条によると、厚生年金保険の被保険者は適用事業所に使用される者と規定されているが、個人事業の事業主はこれに該当せず、制度上、厚生年金保険の被保険者資格を取得することができないとされている。

一方、閉鎖登記簿謄本によりC社は昭和61年6月25日に成立したことが確認できる上、雇用保険の記録により「C社」は同日に「C事業所D」から名称変更されたことが確認できることから、申立期間はC社の成立前であり、申立人が個人事業である「C事業所」の事業主であった期間だと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月1日から58年3月1日まで
② 昭和60年3月1日から63年1月1日まで

A社を退職後、昭和51年4月から62年12月までB社C事業所に勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、両申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している同社社報によると、申立人は、昭和51年4月1日に同社C事業所に社員として入社し57年3月31日に定年を理由に退社、58年4月1日に嘱託社員として同事業所に再雇用され59年3月31日に退社となっており、同社は当該社報以外に人事記録等の関連資料は保管しておらず、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態は不明としている。

また、B社に係る申立人の雇用保険の加入記録は、上記社報の記載内容と一致している上、雇用保険受給資格者証により申立期間①のうち、昭和57年4月13日から58年2月14日までの期間において申立人は雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できることから、申立人は当該期間において同社に勤務していなかったと考えられる。

さらに、申立人と同時期にB社C事業所に社員として入社し、申立期間①及び②に同事業所に勤務していた同僚は、申立人は両申立期間において勤務していなかったと回答している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が両申立期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。